

「用語の定義」のピックアップ問題



コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
19014	用語の定義	建築物	食堂用の鉄道車両を土地に定着させて、レストランとして使用する場合は、「建築物」に該当する。	「法2条第一号」に「建築物」について載っており、①屋根+柱 又は ②屋根+壁のどちらかでできていて、かつ、土地に定着している建物は基準法上の建築物である。」とわかる。そのため、鉄道車両を土地に定着させて使用した場合は、基準法上の建築物として扱われる。問題文は正しい。 <i>「鉄道系」は除外 をいふていい。</i>	○
24013	用語の定義	建築物	土地に定着する観覧のための工作物で、屋根を有しないものは、「建築物」に該当しない。	「法2条第一号」に「建築物」について載っており、「土地に定着している工作物のうち、「観覧のための工作物」は、基準法上の建築物である。」とわかる。 <i>① 屋根+柱, 屋根+壁 A 土地に定着? ② + 門, 塀 工作物のうち ③ 短壁+柱の工作物</i>	×
30011	用語の定義	建築物	高架の工作物内に設ける店舗は、「建築物」である。	「法2条第一号」に「建築物」について載っており、「高架の工作物内に設ける店舗は基準法上の建築物に含まれる。」とわかる。 <i>又は B</i>	○
28014	用語の定義	特殊建築物	延べ面積2,000㎡の警察署は、「特殊建築物」である。	特殊建築物(通称:特建)については「法2条第二号」に載っており、条文の最後に「これらに類する用途に供する建築物」とある。ゆえに、「特建かどうか?」を判定する場合は規模ではなく、用途によって決まる。その用途については、基準法の最後にある「別表1(イ)欄」で判断できる。ここをチェックして、載ってない場合は「特建」に該当しない。問題文の「警察署」は「別表1(イ)欄」のいずれにも該当しないため特建ではない。 <i>事務所と同じ → 消防署も該当しない? 33.</i>	×
22011	用語の定義	特殊建築物	地域活動支援センターの用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。	「地域活動支援センター」は「別表1(イ)欄用途」に該当しないため、「類似特建(令115条の3)」をチェックする。その「一号」の「(二)項用途に類するもの」の中に「児童福祉施設等」とあり、児童福祉施設等については、「令19条1項」に規定されている。「地域活動支援センター」はその中に含まれているため「特建」に該当するとわかる。 <i>法2条第二号... 法別表1... 類似特建 令115条の3 ※この構成は暗記!</i>	○
03012	用語の定義	特殊建築物	幼保連携型認定こども園は、「特殊建築物」に該当する。	「幼保連携型認定こども園」は「別表1(イ)欄用途」に該当しないため、「類似特建(令115条の3)」をチェックする。その「一号」の「(二)項用途に類するもの」に「児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む)」とあるため「特建」に該当するとわかる。 <i>※ 令19条で... 除く ↑ そこで採光の規定で保育所と同様の扱いに可なため</i>	○
06011	用語の定義	建築設備	建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」に該当する。	「法2条第三号」に「建築設備」について載っており、「建築設備には消火用の貯水槽を含む」とわかる。(この問題は、コード「22012」「28013」の類似問題です。) <i>教では「消火...の設備」 完全一致を採ると読まない。</i>	○
25013	エレベーター等	エレベーター	建築物に設ける、物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のものは、「建築設備」に該当しない。	「令129条の3」に「昇降機」について載っており、その「三号」より、「物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のものは、小荷物専用昇降機である。」とわかる。また、「法2条第三号」より、「昇降機で、建築物に設けるものは、建築設備である。」とわかる。よって誤り。 <i>試験中に法2に見 出題者が聞いてい子事。時間がかかると 令129条の3B 31m以下 ※とて 時間 すべし。</i>	×
03014	用語の定義	防火設備	火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火戸は、「建築設備」に該当する。	「法2条第三号」より、「建築設備とは、空調設備や消火設備、昇降機等をいう。」とわかるが、防火戸(防火設備)は含まれていない。よって誤り。 <i>※ 火災による急激な温度上昇で、列を1。 出題者に「コレ、わかってますか?」と聞かれたら、 「その通り、わかってますよ」と返してあげろ。</i>	×

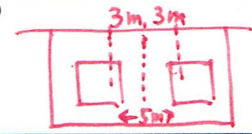
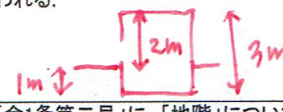
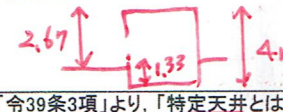
法令集に無いものを採る? 時間ロス

参照 (児童福祉施設等) 令19条 12定義

特建かどうか? 令115条の3

※ すぐ31m以下とか、31m以下が1.2m以下とか、事ではなく「31m以下か、これは31m以下」の適切を判断。

「用語の定義」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
05013	用語の定義	構造耐力上主要な部分	建築物の自重、積載荷重等を支える最下階の床版は、「構造耐力上主要な部分」である。	「令1条第三号」に「構造耐力上主要な部分」について載っており、「建築物の自重、積載荷重等を支える最下階の床版は、構造耐力上主要な部分に該当する。」とわかる。(この問題は、コード「02014」の類似問題です。)	○
20014	用語の定義	主要構造部	建築物の自重等を支える基礎ぐいは、「主要構造部」である。	「令1条第三号」に「構造耐力上主要な部分」について載っており、「基礎ぐいで建物の自重を支えるものは構造上主要な部分に該当する。」とあるが、「法2条第五号」に「主要構造部」について載っており、その中に「基礎ぐい」は含まれていない。よって、「建築物の自重等を支える基礎ぐい」は「主要構造部」ではない。問題文は誤り。 <i>各中「構造上」は「構造耐力上」ではない。 火災に関する話。各文に書いてあること。常識として。</i>	×
19015	用語の定義	建築	建築物の屋根の2/3を取り替えることは、「建築」である。	「法2条第十三号」に「建築」について載っており、「建物の新築・増築・改築・移転をいう。」とわかる。ゆえに、建築物の屋根の2/3を取り替えることは、「建築」に該当しない。問題文は誤り。 <i>これは暗記。</i>	×
03214	用語の定義	大規模の修繕	木造、地上2階建ての一戸建て住宅において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」に該当する。	「法2条第十四号」に「大規模の修繕」について載っており、「1種類以上の主要構造部の過半を修繕することを大規模の修繕という。」とわかる。また、「法2条第五号」の「主要構造部」をチェックすると、「土台」は主要構造部に含まれない。ゆえに、問題文の場合は「大規模の修繕」に該当しない。(この問題は、コード「23014」「01014」の類似問題です。) <i>問題文には「主要構造部」と書いていないけど</i>	×
06013	工作物準用	工作物	高さ4mの記念塔の工事用の図面は、「設計図書」に含まれる。	「法2条第十二号」より、「法88条1項に規定する工作物に関する工事用の図面は、設計図書に含まれる。」とわかる。また、「法88条」に「申請義務が生じる工作物条件」について載っており、「工作物で政令指定するものについては、申請義務が生じる。」とわかる。その「政令指定」については「令138条」に規定されており、高さが4mを超える記念塔は、「三号」条件に該当するが、問題文は「4m」のため申請が必要な工作物に該当しない。 <i>2段階で確認。</i>	×
06014	用語の定義	延焼のおそれのある部分	同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400㎡及び200㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を5mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。	「法2条第六号」に「延焼のおそれのある部分」について載っており、「同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以内なら一つの建物とみなす)の相互間の中心線等から1階にあっては3m以下、2階以上にあつては5m以下の距離にある部分をいう。」とわかる。問題文の場合、延べ面積が500㎡を超えるため一つの建物とはみなされず、外壁間の距離が5m(中心線からの距離は2.5m)であるため、問題文にある二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有することになる。(この問題は、コード「18014」「26011」「29013」の類似問題です。) <i>500超 400㎡及び200㎡ = 延焼のおそれのある部分</i> 	○
28051	用語の定義	地階	床が地盤面下にあり天井の高さが3mである階で、地盤面から天井までの高さが2m以下のものは、地階である。	「令1条第二号」に、「地階」について載っており、「床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものを地階という。」とわかる。問題文には「地盤面から天井までの高さが2m以下(床面から地盤面まで1m以上)」とあるため、「地階」として扱われる。 <i>断面に描いて確認</i> 	○
20011	用語の定義	地階	床が地盤面下にあり天井の高さが4mの階で、床面から地盤面までの高さが1.2mのものは、「地階」である。	「令1条第二号」に、「地階」について載っており、「床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものを地階という。」とわかる。この問題の場合、床面から地盤面までの高さが4m × 1/3 = 1.33m以上であれば「地階」として扱われるため問題文は誤り。 <i>断面に描いて確認</i> 	×
05011	用語の定義(令)	特定天井	脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井は、「強化天井」である。	「令39条3項」より、「特定天井とは、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして大臣が定める天井をいう。」とわかる。一方、「令112条4項第一号」より、「強化天井とは、天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止するものとして、大臣が定めたもの又は大臣の認定を受けたもの」とわかる。よって誤り。	×
04023	用語の定義	防煙壁	天井面から50cm下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で造られたものは、「防煙壁」に該当する。	「令126条の2」より、「防煙壁とは、間仕切壁や、天井面から50cm以上垂れ下がった垂れ壁等で、不燃材料で造られているもの。」とわかる。(この問題は、コード「20013」「25012」「01012」の類似問題です。)	○

法2条、令1条以外に「用語の定義」はあり。
か2の範囲で暗記。

「面積・高さ・階数」のピックアップ問題

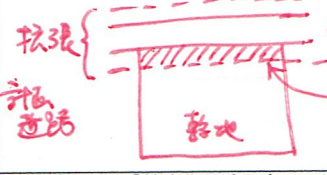
←1m不参入。
→ 3mは大抵理解。

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03021	用語の定義(令)	建築面積	国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物については、その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は、建築面積に算入しない。	「令2条第二号」に「建築面積」について載っており、そこにただし書きで「国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は建築面積に算入しない。」とわかる。(この問題は、コード「28022」の類似問題です。)	○
				 (柱に囲われていて、 古木の幹竹で高い開放性 があれば、花の光から1m後退)	
20035	用語の定義(令)	容積率緩和	容積率を算定する場合、専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないとする規定については、当該敷地内のすべての建築物の各階の床面積の合計の和の1/5を限度として適用する。	「令2条第四号」に「延べ面積」について載っており、その「イ」、及び、「令2条3項第一号」に「通称：駐車場1/5緩和」が規定されている。これにより、「駐車場・駐輪場等の部分は全体の床面積(駐車場部分を含む)の1/5までを限度に容積率を算定する場合の延べ面積に算入しない。」とわかる。問題文は正しい。	○
				・延べ面積 (建物+規模) ・容積率の算定の基礎となる延べ面積	
05021	用語の定義(令)	容積率緩和	延べ面積1,000㎡の建築物における専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が20㎡の場合、当該部分の床面積については、建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積(建築物の容積率の最低限度に関する規制に係るものを除く。)に算入しない。	「令2条第四号」に「延べ面積」について載っており、その「ロ」、及び、「令2条3項第二号」に「通称：備蓄倉庫1/50緩和」が規定されている。これにより、「備蓄倉庫を設ける部分は全体の床面積(当該部分を含む)の1/50までを限度に容積率を算定する場合の延べ面積に算入しない。」とわかる。問題文の場合「延べ面積1,000㎡」とあるため、その1/50(20㎡)までは算入しない。よって正しい。	○
				↑ 311は悪い。(暗記不要)。 ※法52条と関係ない! 令2条4号→令2条3項	法52条は、 構造の暗記
28021	用語の定義(令)	容積率緩和	延べ面積1,000㎡の建築物の電気設備室に設置する自家発電設備の設置部分の床面積が20㎡の場合、当該部分の床面積については、建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。	「令2条第四号」に「延べ面積」について載っており、その「ニ」、及び、「令2条3項第四号」に「通称：自家発電1/100緩和」が規定されている。これにより、「自家発電設備を設ける部分は全体の床面積(当該部分を含む)の1/100までを限度に容積率を算定する場合の延べ面積に算入しない。」とわかる。問題文の場合「延べ面積1,000㎡」とあるため、その1/100(10㎡)までは算入しないが、それを超えるため誤り。	×
02021	用語の定義(令)	容積率緩和	物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の屋上部分に設ける階段室の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の1/8以下であっても、当該階段室の床面積は、当該建築物の延べ面積に算入する。	「延べ面積の算定」に関して、「建築物の屋上部分の昇降機塔等の場合、その水平投影面積を延べ面積に算入しない。」といった緩和措置はない。建築物の建築面積の1/8以内の場合であっても、当該階段室の床面積は、当該建築物の延べ面積に算入する。(この問題は、コード「19034」「23021」「26022」の類似問題です。)	○
				そんなルールは無い。他の1/8とかと取り違えろ。	高さ、 階数、
01022	用語の定義(令)	高さ	前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合、ポーチの高さの算定については、前面道路と敷地との高低差にかかわらず、地盤面からの高さによる。	「令2条第六号」に「建築物の高さ」について載っており、「道路斜線による高さの算定の場合(法56条第一号)」、「道路斜線制限において、セットバック距離を求める際に緩和される部分の高さを求める場合(令130条の12)」、「容積率の算定の際に前面道路と壁面線との間の部分で、緩和をうける部分の高さを求める場合(令135条の19)」等の高さの算定においては、前面道路の路面の中心からの高さによる。」とわかる。問題文は「令130条の12第二号」の道路斜線の検討をする際のセットバック距離を算定する場合の特例」についての記述であるため「前面道路の路面の中心からの高さ」となる。よって誤り。(この問題は、コード「22023」の類似問題です。)	×
					
03024	用語の定義(令)	高さ	避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定において、階段室、昇降機塔等の建築物の屋上部分で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合、その部分の高さは、12mまでは当該建築物の高さに算入しない。	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」について載っており、その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔などがある場合で、それらが建築面積の1/8以下の場合、それら(階段室等)が所定の高さであるならば、建築物の高さに含まなくてよい。」という緩和措置がある(通称：高さ1/8緩和)。ただし、この条文の最初に、「法33条(避雷設備)」、「法56条(北側斜線)等の場合を除く。」とある。ゆえに、問題文にある「避雷設備の設置」についての条文は「法33条」に該当するため、その場合、階段室等の高さは、その寸法に関わらず算入しなければならない。	×
			建物そのものの 施工上の高さは じゃない。 その規定で塔屋の高さも含める かどうかわからない。	→ 前段に 除かれる ゲート カマ よし。 参入可	
05022	用語の定義(令)	高さ	北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が高度地区に関する都市計画において定められている場合の高さの算定に当たっては、建築物の屋上部分にある階段室で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8であるものについては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入する。	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」について載っており、その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔などがある場合で、それらが建築面積の1/8以下の場合、それら(階段室等)が所定の高さであるならば、建築物の高さに含まなくてよい。」という緩和措置がある(通称：高さ1/8緩和)。ただし、この条文の最初に、「法58条(北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が高度地区において定められている場合の高さ)を算定する場合を除く。」とある。ゆえに、問題文の場合、高さ1/8緩和は適用されないため建築物の高さに算入する。(この問題は、コード「18022」「25023」「01023」の類似問題です。)	○

「面積・高さ・階数」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
19031	用語の定義(令)	高さ	道路高さ制限において、建築物の屋上部分に設ける高さ5mの高架水槽の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入しない。	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」について載っており、その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔等がある場合で、それらが建築面積の1/8以内の場合、それら(階段室等)が所定の高さであるならば、建築物の高さに含まなくてよい。」という緩和措置がある(通称:高さ1/8緩和)。問題文にある「5mの高架水槽」については「その他これらに類する建築物の屋上部分」に該当するため、建築物の高さには算入しない。問題文は正しい。 → 本文には書いていない。(通称) → 建築機械 (H.は19頃、72の32の問題)	○
03023	用語の定義(令)	階数	建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以下の塔屋において、その一部に休憩室を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。	「令2条第八号」に「階数の算定方法」について載っており、「屋上の昇降機塔等や、地階の倉庫、機械室等の部分で、水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない。」とわかる。ただし、問題文のように「塔屋の一部に休憩室を設けた場合」は階数に算入する。 す3/12年 (721222) ハ号: (・屋上12-70 ・地階12-70)	○
30024	用語の定義(令)	階数	建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8の塔屋において、その一部に物置を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。	「令2条第八号」に「階数の算定方法」について載っており、「屋上の昇降機塔等や、地階の倉庫、機械室等の部分で、水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない。」とわかる。ただし、問題文のように「塔屋の一部に物置等を設けた場合」は階数に算入する。(この問題は、コード「20033」「25024」の類似問題です。) 地階12-70と混同しない。	○
05024	用語の定義(令)	階数	建築物の地階(倉庫、機械室及びそれらに通ずる階段室からなるもの)で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8であるものについては、当該建築物の階数に算入する。	「令2条第八号」に「階数の算定方法」について載っており、「屋上の昇降機塔等や、地階の倉庫、機械室等の部分で、水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない。」とわかる。よって誤り。(この問題は、コード「19035」「26021」の類似問題です。) それに通ずる階数 = 2012年12月に通ずる建築物の部分。	×
27021	用語の定義	地盤面	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合、第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度に関する規定において、建築物の高さを算定する場合の地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面とする。	「令2条2項」より、「地階の検討(前項第二号)」、「建築物の高さ(前項第六号)」、「軒の高さ(前項第七号)」における地盤面とは、 <u>高低差が3m以内の場合、建物周囲の地面と接する平均の高さ</u> をいい、 <u>高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。</u> とわかる。 (複数地盤面)	○
02022	高さ制限	地盤面	日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、建築物の軒の高さを算定する場合の地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面とする。	「法56条の2」に「日影による中高層の建築物の高さの制限」について載っており、「別表4(イ)欄の対象区域内にある同表(ロ)欄に掲げる建築物は、日影の制限の対象となる。」とわかる。同表(ロ)欄の制限を受ける建物の「軒の高さ」の算定は、令2条1項第七号より、「地盤面」からの高さとなる。令2条2項より、「地盤面とは、高低差が3m以内の場合、建物周囲の地面と接する平均の高さをいい、 <u>高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。</u> とわかる。この問題は、コード「27022」の類似問題です。)	○
27023	高さ制限	平均地盤面	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合、日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、日影時間を算定する場合の平均地盤面は、原則として、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とする。 (日影図を極く測定面) (の元には地盤面) 高低差が3m以内で敷地に1つ。 それでは、地盤面の2つと「平均地盤面」として3人が9人。 実質で地盤面と「平均G.L.」と4人しかあらずに済む。	「法56条の2」に「日影による中高層の建築物の高さの制限」について載っており、「別表4(イ)欄に掲げる地域又は地方公共団体の条例で指定する区域(対象区域)内にある同表(ロ)欄に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間の4時間、同表(ハ)欄に掲げる「平均地盤面」からの高さの水平面に日影となる部分を生じさせることのないものとし、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲においては、同表(ニ)欄のうちに地方公共団体の条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。」とわかる。ここでいう「平均地盤面」とは「別表4の終わりにある注意書き」より「建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面」とあり、「令2条2項」の「地盤面」と同じ言い回しの解説であることがわかる。しかしながら、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合に関しては、「別表4」でいうところの「平均地盤面」には記載されていない。要するに、建築物に対する「地盤面(令2条2項)」は、高低差により複数存在する場合があるが、日影による中高層の建築物の高さの制限を検討する際の「平均地盤面(別表4)」からの規定の水平面の高さは一定で、一つしか存在しないことになる。	○
27024	用語の定義(令)	地盤面	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合、避雷設備に関する規定において、建築物の高さを算定する場合の地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とする。	「令2条2項」より、「地階の検討(前項第二号)」、「建築物の高さ(前項第六号)」、「軒の高さ(前項第七号)」における地盤面とは、 <u>高低差が3m以内の場合、建物周囲の地面と接する平均の高さ</u> をいい、 <u>高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。</u> とわかる。 → この日影図が必須	×

「面積・高さ・階数」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
17184	高さ制限	日影	日影による中高層の建築物の高さの制限に適合しない建築物であっても、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、新築することができる。	「法56条の2」に「日影による中高層の建築物の高さの制限」について載っており、「対象区域内にあり制限を受ける建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間、平均地盤面から所定の高さの水平面で敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に、地方公共団体が条例で指定する時間以上日影となる部分を生じさせないようにしなければならない。」とあり、その「ただし書き」より「行政庁が認めて審査会の同意を得て許可した場合には、制限を受けない。」とわかる。 → Q & A.	○
25021	容積率・延べ面積	地階住宅1/3緩和	容積率を算定する場合、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分(共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。)の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないと規定については、当該建築物の住宅の用途に供する部分(共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の1/3を限度として適用する。	「法52条3項」に「地階にある住宅部分の容積率1/3緩和」という記載があり、「算定用延べ面積(容積率の計算をする場合に対象となる延べ面積)には、建物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積は、原則として、その建物の住宅(又は老人ホーム等)の用途に供する部分の床面積の合計の1/3を限度として算入しないでよい。」とわかる。(この問題は、コード「18025」「19133」「23131」の類似問題です。) 注52条、構造E変える。	○
30021	容積率・延べ面積	共用通路緩和	容積率を算定する場合、建築物のエレベーターの昇降路の部分の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。	「法52条」に「容積率」について載っており、その「6項一号」「令135条の16」より、「エレベーターの昇降路の部分の床面積は、算定用延べ面積に算入しなくてよい。」とわかる。 → 用途にかかわらず加付対象。 バリアフリー由果へかたつたためエスカレーター	○
05203	容積率・延べ面積	共用通路緩和	老人ホームにおけるエレベーターの昇降路の部分又は共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積が、当該老人ホームの床面積の合計の1/3を超える場合においては、当該床面積の1/3を限度として、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする。	「法52条6項一、二」より、「エレベーターの昇降路の部分や、共同住宅・老人ホーム等における共用廊下や共用階段の床面積は、容積算定用延べ面積に算入しなくてよい。」とわかる。問題文には、「床面積の合計の1/3を超える場合に1/3を限度として」とあるが、緩和の限度に関する規定はない。(この問題は、コード「01192」の類似問題です。) 3項と6項の混同?	×
25163	容積率・延べ面積	特例	敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め許可したもの容積率は、その許可の範囲内において、都市計画で定められた容積率を超えるものとすることができる。	「法52条」に「容積率」について載っており、その「14項」に「所定の建築物で、行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、都市計画で定められた容積率を超えるものとすることができる。」とわかる。また、その建築物については、「二号」より、「敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物」とわかる。	○
29021	容積率・延べ面積	敷地不算入	容積率の算定に当たって、建築物の敷地内に都市計画において定められた計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め許可した建築物については、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しない。	「法52条10項」より、「建築物の敷地内に都市計画において定められた計画道路がある場合において、行政庁が許可した建築物については、敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しない。」とわかる。(この問題は、コード「17033」の類似問題です。)  The diagram shows a rectangular plot labeled "敷地". A dashed line representing a "計画道路" (planned road) runs horizontally through it. The portion of the plot above the road is shaded with diagonal lines and labeled "敷地面積". The portion below the road is also labeled "敷地面積". Handwritten notes indicate that the planned road is excluded from the building footprint calculation ("敷地面積は建物敷地の一部ではない") and that the entire plot area is used for calculating the maximum allowable floor area ("敷地面積は最大敷地面積").	×
25162	法もくじ	特定街区	特定街区内における建築物の容積率は、特定街区に関する都市計画において定められた限度以下で、かつ、前面道路の幅員が12m未満である場合は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、住居系の用途地域にあつては4/10を、その他の用途地域にあつては6/10を乗じたものの以下でなければならない。	「法60条」より、「特定街区内においては、建築物の容積率は、特定街区に関する都市計画において定められた限度以下でなければならない。」とわかる。また、その「3項」より、「特定街区内の建築物については、法52条(容積率)の規定は、適用しない。」とわかる。問題文には、「道路容積(法52条第2項)の規定を適用しなければならない」とあるため誤り。	×

条文の構成を理解しよう!

主要条文 724201K

- ・法念集を引いて訓へたら、
その前後の条・頭・号を覚えておく
- ・解説書(申請x元など)で訓へたら
条又でどう書かれているのか、覚えておく

イキニ
マナ
が
てきこ。